

重要議案に対する採決結果について

三笠市議会基本条例第4条第5項では、重要な議案に対する各議員の対応について、市民が的確に評価できるよう広報等で情報の提供に努めることとしています。

この規定に基づき、各議員の対応について次のとおり公表します。

事 件 名 (内 容)	議 決 年月日	賛 成	反 対	議決結果
三笠市下水道条例の一部改正 (下水道事業会計の健全な経営の確保を 目的とした水道料金の改定) ・家事用、業務用、浴場用、5%引上	R1. 12. 20	8	1	可 決
		赤川、浅尾、折笠、畠山 澤田、谷内、儀惣、谷津	只野	

(注1) 武田悌一議員は、議長のため採決に加わっていません。

(注2) 重要な議案とは、市政運営に重大な影響をもたらす新たな事業や、公共料金の改定、議会組織に関すること(議員定数等)などを指します。